

札幌市森林整備計画



計画期間

（ 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 1 5 年 3 月 3 1 日 ）

（令和 7 年 3 月 2 6 日変更）

北 海 道
札 幌 市

計画の変更理由と始期

1 変更理由

下記の理由により札幌市森林整備計画を変更します。

- (1) 石狩空知地域森林計画の変更（令和 6 年 12 月 25 日）に適合するため。
- (2) 札幌市森づくり基本方針の策定（令和 7 年 2 月 10 日）に適合するため。

2 変更始期

令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題.....	1
2 森林整備の基本方針.....	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針.....	8
II 森林の整備に関する事項	9
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）.....	9
第2 造林に関する事項.....	11
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	16
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	19
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項.....	22
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項.....	23
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項.....	25
第8 その他必要な事項.....	27
III 森林の保護に関する事項	30
第1 鳥獣害の防止に関する事項.....	30
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項.....	31
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	33
1 保健機能森林の区域.....	33
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項.....	33
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項.....	33
4 その他必要な事項.....	33
V その他森林の整備のために必要な事項	34
1 森林経営計画の作成に関する事項.....	34
2 生活環境の整備に関する事項.....	35
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項.....	35
4 森林の総合利用の推進に関する事項.....	35
5 住民参加による森林の整備に関する事項.....	35
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項.....	36
7 その他必要な事項.....	36
別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域.....	42
別表2 公益的機能別施業森林における施業の方法	49
別表3 鳥獣害防止森林区域.....	54

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は石狩平野の南西部に位置し、東は石狩川から野幌森林公園にかけての低地帯、西は手稲山系、南は支笏洞爺国立公園に連なる一大山地、北は日本海に接する石狩砂丘地に囲まれた全国屈指の広大な面積を有しています。また、人口が195万人を超える大都市ですが、都市を取り巻く自然環境は比較的恵まれた状況にあります。

本市の総面積は、112,126haであり、森林面積は71,341ha、総面積の約63%を占めています。一般民有林面積は15,149haで、その内訳は私有林13,066ha、市有林が2,083haとなっています。その内カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は3,716haであり、人工林率約25%で全道平均より下回っています。

これらの森林は、土地利用計画上、殆どが市街化調整区域に指定されていますが、1970年代以降の急激な人口の増加や産業の集積に伴い、投機的な土地取引や開発等が行われてきました。近年は、本市への人口の流入や林地開発行為、投機的な土地取引も沈静化してきていますが、依然として、宅地割りされた現状有姿分譲地が多数存在します。

加えて、長引く木材価格の低迷などから林業経営が極度の不振となり、林業従事者や後継者の不足、不在森林所有者の増加、急速な高齢化と人口減少により、適切な森林管理がなされず、放置された森林が増加しています。近年高まりつつある土砂災害等へのリスクの低減や二酸化炭素吸収機能等の必要性の高まりを踏まえ、このような森林の多面的機能を持続的に発揮していくためには、森林の適正な整備・保全を推進する必要があります。

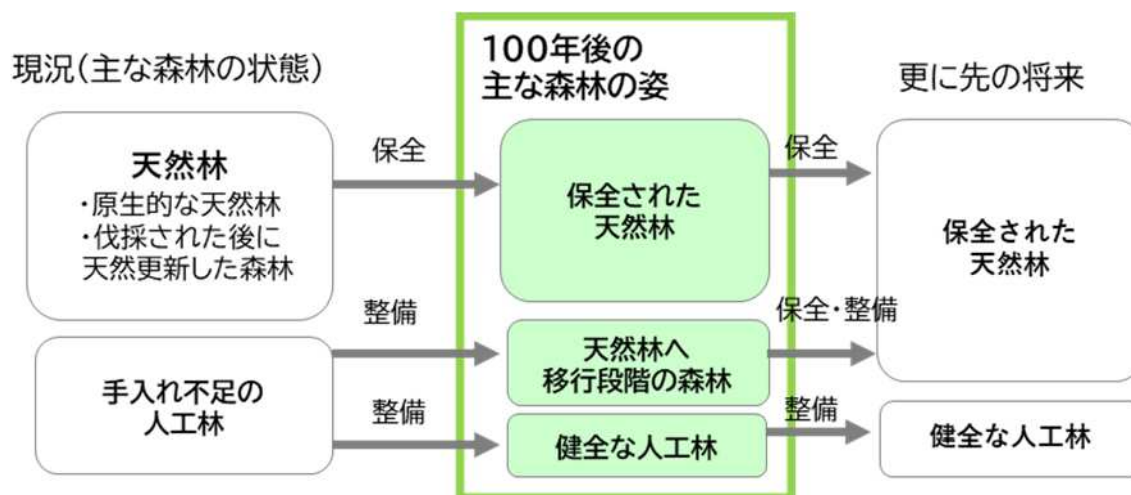
これらの現状や課題等に取り組むため、以下のとおり森林整備の基本方針を示します。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

【森林の将来像】

これまで保全してきた森林を継承しつつ、森林の持つ多面的機能を一層発揮させることで、良好な自然環境を有する都市を実現することを目的とした、今後100年を見据えた森林の将来像を次のとおりとします。



※この他、里山林整備を継続する森林等、多様なあり方も想定

○保全された天然林

天然更新によって成立した森林で、本市の都市景観の骨格となる自然環境を保全し、山地災害防止機能、生物多様性保全機能などの公益的機能が十分に発揮された森林。

※一部で天然更新を促す補助的な作業（間伐、地掻きなど）を行った経歴のある森林でも、将来的に手をかけずに育っていく森林は天然林の扱いとします。

○天然林へ移行段階の森林

針葉樹人工林の森林が、「保全された天然林」に向けて移行している途中の森林。公益的機能が発揮されている森林。

※間伐を実施したり、風倒などで自然発生的にギャップ（林内の空間的隙間）が生じる等により実生の広葉樹等が生えている状態（広葉樹を植栽した履歴がある場合も含む）の森林は、この扱いとします。

○健全な人工林

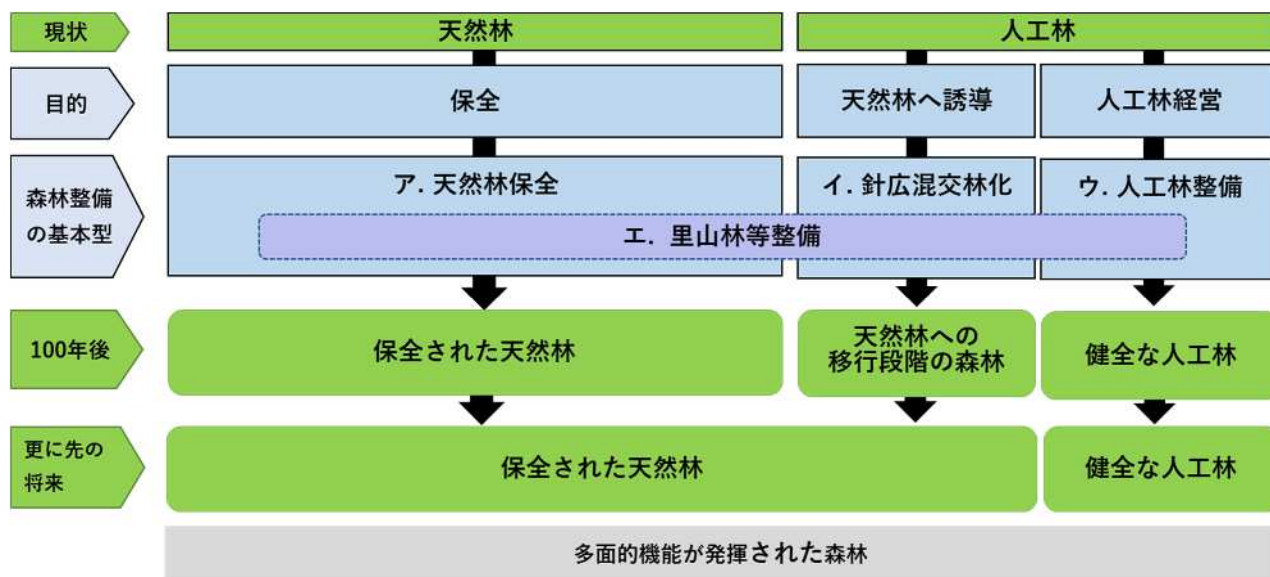
植栽により成立した森林で、間伐や、主伐・再造林などの森林整備が適切に行われ、多面的機能（木材生産機能と公益的機能）が発揮されている森林。ゼロカーボンに大きく貢献する森林。

（「札幌市森づくり基本方針 第3章1 森林の将来像」より）

【 森林整備・森林保全の基本型 】

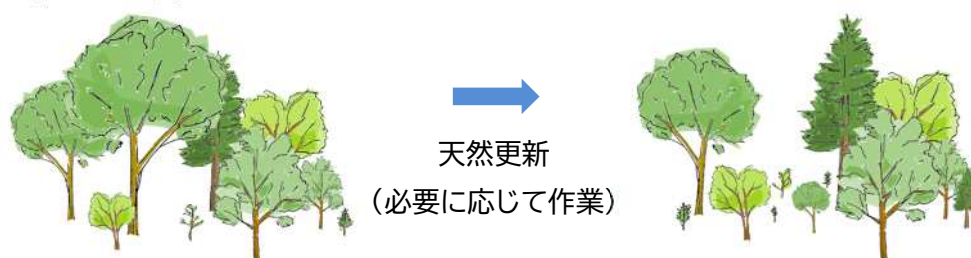
森林の将来像に誘導するため、「森林整備・森林保全の基本型」を定め、効果的な森林整備を進めます。

<森林の将来像と森林整備イメージ>



ア 天然林保全（将来像における「保全された天然林」における基本型）

下層植生が良好に生育し、樹木の根が発達している天然林では、基本的に人の手は加えずに保全に努め、水源涵養機能や山地災害防止機能、生物多様性保全機能など森林がもつ公益的機能が高度に発揮された状態を維持します。



イ 針広混交林化（将来像における「天然林へ移行段階の森林」における基本型）

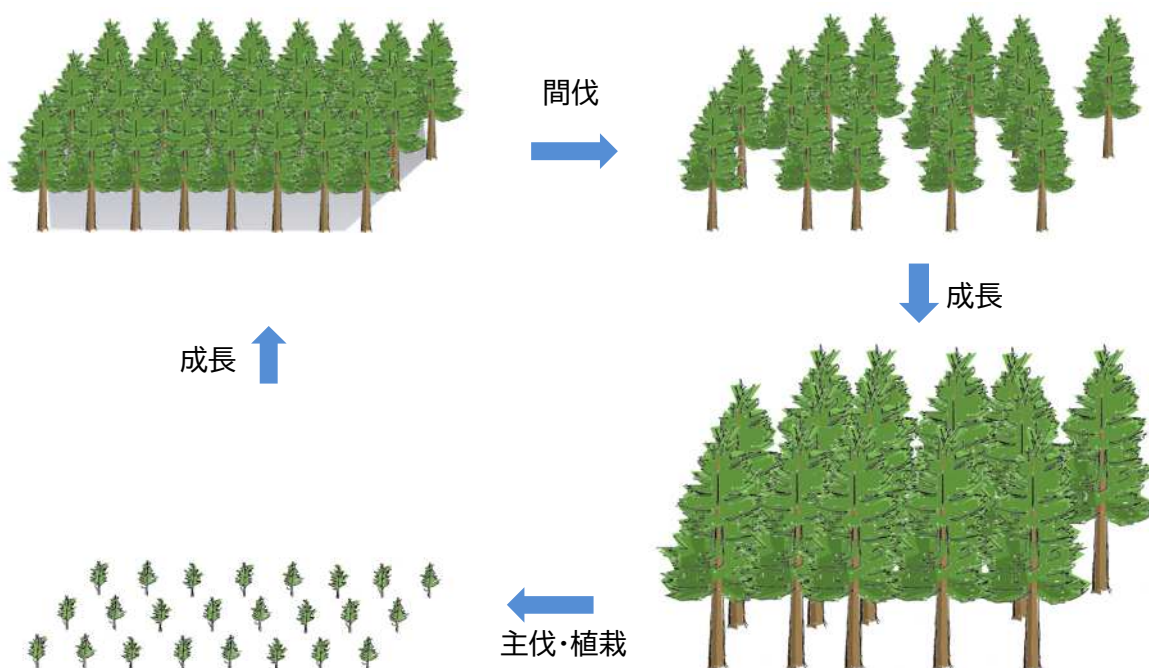
人工林を継続しない人工林は、都市近郊林として公益的機能を発揮するため、間伐等を行って針広混交林へと誘導します。天然林になるまでは相当な時間を要するので、それまでは「天然林へ移行段階の森林」となります。



ウ 人工林整備（将来像における「健全な人工林」における基本型）

効率的な人工林の経営管理が可能な場所では、適切な間伐の実施や主伐後の再造林を行って人工林を継続します。木材生産を行うため、伐採木は、できるかぎり搬出します。

現在手入れ不足の人工林はこの整備を継続することで「健全な人工林」となりますが、天然林と異なり、森林整備は継続して行う必要があります。

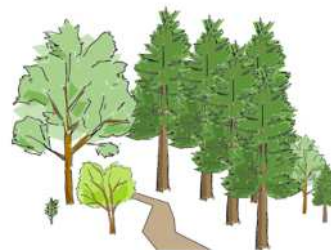


エ 里山林等整備

市内の森林には、森林と農地が連なり人と自然が共生しているような優れた景観が形成されている地域や、森林が市民のレクリエーションの場となっている地域があります。

こうした地域では、森林を利活用するための整備で、目的に応じた多様な森林整備を行います。ただし、森林の公益的機能が大きく損なわれないような整備が前提です。

天然林・人工林の間伐 資源活用



(「札幌市森づくり基本方針 第5章1 森林の施策」より)

【地域の特性等に応じた森林の有する多面的機能の設定】

森林は国土の保全、水源の涵養及び快適な生活環境の保全等、公益に資する機能や木材等を生産する機能を有しており、私たちの生活に深く結びついています。こうしたことから、重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を総合的に行うために、地域の特性、森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案して、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する多面的機能を設定します。

また、次の地区については、それぞれの状況に合わせた施策を推進します。

- ① 手稲山地区においては、水源かん養保安林や鳥獣保護区のほか、自然景観保護地区にも指定されていることから、森林の保護育成や景観の維持向上を図ることとします。また、自然歩道等の活用により、レクリエーションの場や森林とのふれあいの場を提供し、既存の人工林の手入れや天然林の育成を図ることとします。
- ② 三角山、藻岩山地区においては、藻岩・円山原始林が天然記念物に指定されていることや、風致保安林・風致地区、都市環境林などにも指定されていることから、本市の風致景観上、最も重要な地区とされており、これらの保護育成を図ることとします。また、自然歩道等も整備されていることから、市民が自然と身近に親しむ場としての活用を図ります。
- ③ 小別沢・盤渓地区については、農地と森林が里山的な景観を形成する地区となっているほか、スキー場やキャンプ場などの屋外アクティビティも盛んな地域です。人工林も多いことから、天然林も含めた森林整備を進めるとともに、森林や農地の一体的な保全と活用を促進し、地域資源の有効活用を進めます。
- ④ 北ノ沢から白川地区については、隣接する国有林と一体的に、森林の保全に努めます。また、北の沢や南沢地区は、住宅地と森林が接している地域でもあることから、適切な整備により災害防止機能を高めていくことを推進します。

- ⑤ 石山から定山溪地区については、豊平川やその他の河川の水源林として重要な森林であることから、既存の人工林の手入れや天然林の保全・育成を進め、森林の有する公益的機能の維持・増進を図ることとします。
- ⑥ 西岡から真駒内地区については、風致・保健保安林（鳥獣保護区）に指定され、豊かな自然環境が残された貴重な地区でもあることから、森林の適切な保護育成に努め、生物多様性の保全を図ることとします。また、真駒内地区は、厚別川や精進川及び望月寒川の水源地となっていることから、水源涵養機能^{かん}の保全育成を併せて図ることとします。
- ⑦ 滝野地区については、滝野すずらん丘陵公園があるなど、スポーツ、レクリエーションの場や森林とのふれあいの場としての活用が図られている一方で、林地開発が多い地区であり、残された森林の適切な保護育成を図ることとします。
- ⑧ 有明から清田地区については、羊ヶ丘から白旗山に向かって丘陵地帯が続き、本市の牧歌的風景を形成している地区です。白旗山都市環境林およびその周辺の都市環境林については、人工林を継続するゾーン、天然林として移行（保全）していくゾーンというように、地形や林分状況に応じて適材適所で森林整備の目標を定めます。
- （「札幌市森づくり基本方針 第5章6（2）多様な施業方法による多様な森づくり」より）

（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源涵養機能^{かん}の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止機能又は土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、及び保健・レクリエーション機能、文化機能又は生物多様性保全機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵^{かん}養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」を、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で必要に応じて重ねて設定します。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は別表のとおり示します。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域		望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 かん	水源涵養林 かん		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
		水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林		下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林		樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている河畔林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林		身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する河畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
文化機能	生物多様性保全機能	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
		保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮し、生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率的な施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(3) その他必要な事項

ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

イ 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

ウ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を踏まえつつ、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、道、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を共有しながら取り組むこととします。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

	樹種	標準伐期齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう 芽によって生立する広葉樹（注）	25

(注)「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、森林経営計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、標準的な方法は「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）及び以下の（１）から（４）に即したものとします。

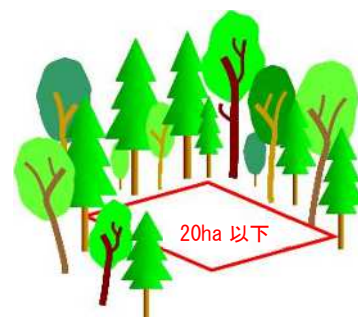
(1) 伐採方法別の留意点

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所あたりの伐採面積は、原則として20ヘクタール（水資源保全ゾーンは10ヘクタール以下）を超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。



伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とします。

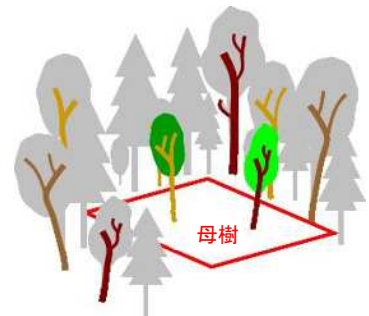
なお、択伐の実施にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

(2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

(3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況に配慮して行うこととします。



なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。

(4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

ア 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害などの各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置することとします。

イ 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。

- ① 確実な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等
- ② 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石礫地、沢沿い等
- ③ 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

ウ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護材（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めるものとします。

エ 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造林を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因にならないよう、十分に留意することとします。

オ 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカ等の希少鳥類について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

カ 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

キ 皆伐にあたっては、皆伐で失われる老齢木や大径木等を将来的に確保し、多様な生物の生息地としての機能等を維持するために、必要に応じて、皆伐時に一部の樹木を残して複雑な森林構造を維持する「保持林業」という伐採方法を取り入れることとします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

本市においては、Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹

種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

区 分	樹 種 名
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（F ₁ を含む） ヤチダモ、カツラ、カバ類、ドロノキ、 ハンノキ、ミズナラ、アオダモ、その他郷土樹種

（注）なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

（２）人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

b 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

c 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

d 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	4月初旬 ～ 6月上旬
	カラマツ、その他	4月初旬 ～ 5月下旬
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ	9月中旬 ～ 11月下旬
	カラマツ、その他	9月下旬 ～ 11月下旬

e コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の（２）のアのdの時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

- f 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、植栽本数の検討にあたっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F₁等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹 種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500
中庸仕立て	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000
疎仕立て	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500

- イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2の(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

本市における天然更新に関する事項等は、次のとおりとします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新は、イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

区 分	樹 種 名
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモ、ハルニレなど

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

第2の2の(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種^(注1)の稚幼樹等^(注2)が幼齢林^(注3)では成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齢林以外の森林では林地面積^(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生長が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}^{(\text{注6})} \times 10$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

階層	期待成立本数
上層(カラマツ)	300本/ha
上層(その他針葉樹)	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期齢)

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

- ① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
- ② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

（2）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区分（林小班）	備 考
93 林班 17・37・39・47	※

※ 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

第2の1(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

第2の2(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ伐採年度のよく伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる方法により行うこととします。

(2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

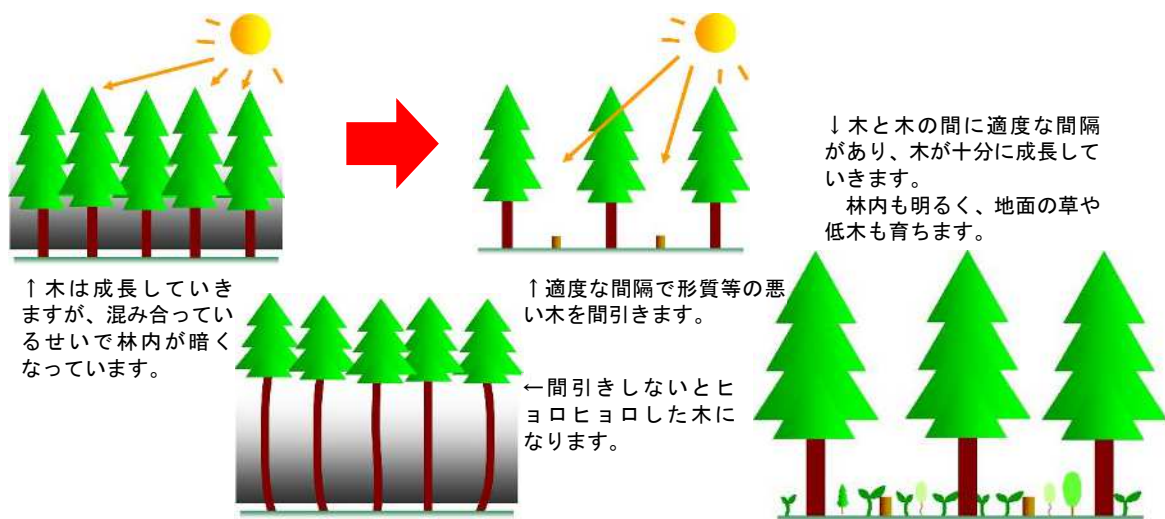
なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹 種 (生産目標)	施 業 方 法	間伐の時期 (林齢)					間伐の方法
		初回	2 回	3 回	4 回	5 回	
カラマツ 【グイマツとの 交配種を含む】 (一般材)	植栽本数 : 2,000 本/ha 仕立て方法 : 中庸仕立て 主伐時の設定 : 400 本/ha	1 8	2 6	3 4	4 4		選木方法: 定性及び列状 間伐率 (材積率) : 20 ~ 35 % 間伐間隔年数 標準伐期齢未満: 8 年 標準伐期齢以上: 10 年
トドマツ (一般材)	植栽本数 : 2,000 本/ha 仕立て方法 : 中庸仕立て 主伐時の設定 : 400 本/ha	1 9	2 7	3 5	4 3		選木方法: 定性及び列状 間伐率 (材積率) : 20 ~ 35 % 間伐間隔年数 標準伐期齢未満: 8 年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数 : 2,000 本/ha 仕立て方法 : 中庸仕立て 主伐時の設定 : 400 本/ha	2 1	2 9	3 9	4 9	5 9	選木方法: 定性及び列状 間伐率 (材積率) : 20 ~ 35 % 間伐間隔年数 標準伐期齢未満: 9 年

注 1) 「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き」((地
独) 北海道立総合研究機構林業試験場発行)などを参考とした。

注 2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。

(3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械化による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。



間伐のイメージ図

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成の対象とすることとします。

(3) つる切り

育成の対象となる立木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

【下刈り】

樹 種	年 植栽時期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		
アカエゾ マツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

【つる切り、除伐】

樹 種	年 植栽時期	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春		△								
	秋		△								
トドマツ	春				△						
	秋				△						
アカエゾ マツ	春						△				
	秋							△			

注1) カラマツには、グイマツとの交配種を含む。

注2) 記載の例・・・ ①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り、除伐

3 その他必要な事項

その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりとします。

(1) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源^{かん}涵養林）

ア 区域の設定

水源^{かん}涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源^{かん}養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源^{かん}涵養機能の評価区分が高い森林など水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境を形成すべき森林その他水源^{かん}涵養林以外の森林

ア 区域の設定

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止林）

山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区やその他山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林などを別表1のとおり定めます。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（生活環境保全林）

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、防風保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・文化機能等維持林）

保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林を別表１のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採面積の縮小及び伐採個所の分散を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業（※）を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表２のとおり定めます。

（※）「長伐期施業」とは、標準伐期齢のおおむね２倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う施業をいいます。

２ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について別表１のとおり設定します。

このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めます。

（２）森林施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安として定めることとします。

樹 種	仕立て方法	主伐時期	(参考) 主伐時期の平均直径
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	中庸仕立て	50年	34cm
トドマツ	中庸仕立て	55年	27cm
アカエゾマツ	中庸仕立て	75年	30cm

3 その他必要な事項

(1) 水資源保全ゾーン（本市において区域指定なし）

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林班単位で定める。

イ 施業の方法

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととする。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）（本市において区域指定なし）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められてい

る森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則 20m 以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める。

イ 施業の方法

伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとする。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）（本市において区域指定なし）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。

イ 施業の方法

伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

(4) 施業実施協定の締結の促進方法

緑化活動その他森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利法人等の活動において 1 で定めた施業の方法に基づき施業が進められ、また、その機能の発揮が期待される取り組み等について、施業実施協定を締結し間伐または、保育その他の森林の施業及びそのために必要な施設の設置等を支援していくことを検討する。

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況等を勘案し、必要に応じて森林の経営規模の拡大を促進するものとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面

的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営ができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権と立木の処分権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度による森林整備は、間伐遅れ等によって森林の公益的機能が発揮できていない人工林の機能発揮を目的に実施することを原則とします。また、経営管理権集積計画を策定した後は、基本的に林業事業体への再委託を検討します（経営管理実施権配分計画の策定）。しかし、再委託が困難な場合には、本市が自ら経営管理します（札幌市森林経営管理事業）。（「札幌市森づくり基本方針 第5章1（3）イ 森林経営管理制度による森林整備」より）

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に係る記載に当たっては、当該計画が札幌市森林整備計画で定める公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法との整合が図られたものとなるように留意します。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

林業を専業としない森林所有者が多い本市では、所有者による森林の保育が実施されず、森林が荒廃し、森林の有する公益的機能が衰退してきている状況にあります。また、森林所有者の森林を他の目的に転用する意向が強く、森林の面積も減少してきています。このことから、森林の持つ多面的機能の保全と育成が求められており、森林施業を計画的及び効率的に行う必要があります。

このことから、本市、森林組合等、森林所有者による森林の施業の集約化を図っていくことと

します。また、長期・短期の施業委託や森林整備を森林組合が中心となって、計画的に進めていくこととします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本市では、森林所有者による伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難な状況であるため、施業の共同化を促進し、合理的な林業経営を推進することが望まれます。

そのため、森林法第10条の11の8第1項で規定される施業実施協定の締結の促進を図り、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等について、森林施業の共同化を以下のとおり進めます。

具体的には、森林所有者等へ施業等の受委託の働きかけを積極的に行い、森林組合等の意欲ある林業事業体への施業の集約化を図り、森林組合等による施業の長期受委託を促進するものとします。

また、NPO法人やボランティア団体等が、森林整備を実施している箇所については、NPO法人等のボランティア活動の場の確保を図るものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、以下の点に留意することとします。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとするもの（以下、共同森林施業実施者）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業者、土場、作業場等の施設設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ定めること。
- (2) 共同森林施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等、共同して行う施業の実施方法をあらかじめ定めること。
- (3) 共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同実施の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について定めること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム ^{注1}	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム ^{注2}	20<15>以上	20<15>以上

注) 1 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

3 急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の見安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を見安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ～15°)	フェラーバン チャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッ サ	グラップルローダ
		《グラップルロー ダ》		(ハーベスタ・プロセッ サ)
	フェラーバン チャー	スキッド【全木集材】	ハーベスタ・プロセッ サ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・プロセッ サ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルロー ダ》		(ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集 材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
中傾斜地 (15° ～30°)	チェンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッ サ	グラップルローダ
		《グラップルロー ダ》		(ハーベスタ・プロセッ サ)
急傾斜地 (30°)	チェンソー	タワーヤーダ 【全幹集材】	チェンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッ サ	(ハーベスタ・プロセッ サ)

※ () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程。

※ 【】 は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については、該当ありません。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、「林道規程」（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、「林業専用道作設指針の制定について」（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める「林業専用道作設指針」（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設するものとします。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画については、該当ありません。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日林整第856号林野長官通知）を基本として、北海道が定める「森林作業道作設指針」（平成23年3月31日森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設するものとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとします。

（3）基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとします。

4 その他必要な事項

- （1）土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備にあたっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。
- （2）林道等通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、機能保全や災害の未然防止のため、林道等の適切な維持管理に努めることとします。
- （3）林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の

安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 人材の育成・確保

林業労働者の育成には、林業労働者の山づくりへの意欲の向上と他産業と同等以上の雇用条件を確保することが重要です。このため、林業労働者の社会保険等への加入促進や、技術研修及び経営手法に関する研修等の受講を促進し、また、広域就労の促進等により、雇用の安定化に努めることとします。

林業経営の安定化及び森林の有する公益的機能を十分に発揮する森林育成のため、林業技術などの普及・啓発に努め、市民も含めた後継者の育成に努めることとします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

本市の林業担い手である森林組合などの林業事業体を育成するために、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、経営の多角化、広域合併、協業化などによる組織、経営基盤の強化を推進するなど、林業事業体の経営体質の強化を図ることとします。

特に地域の森林における森林整備の中心的な担い手や、山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や、事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めるものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには、傾斜地の多い地形条件や樹種などに対応した機械化が必要になっています。高性能機械を主体とする林業機械の導入を促進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとします。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現 状 (参 考)	将 来
伐採	チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ
造材	チェーンソー	チェーンソー、プロセッサ
集材	林内作業車	林内作業車、小型集材機 タワーヤーダ

造林 保育 等	地拵 下刈	チェンソー、刈払機	
	枝打	人力	リモコン自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

林業機械の導入に関する方策は、次の通りです。

- ・森林組合によるタワーヤーダ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入
- ・森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進
- ・間伐の実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- ・高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修会等への参加の促進

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市では、「北海道地域材利用推進方針」に即して「札幌市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、公共建築物での道産木材の利用を進めています。

また、本市は北海道における木材の一大消費地であることから、北海道の林業振興や森林資源の循環、ゼロカーボンのため、次のとおり道産木材の利用を推進します。

【道産木材の利用促進】

公共施設においては、公共建築物における道産木材利用を引き続き推進すると共に、公共建築物以外の公共事業のうち、道産木材利用が十分に進んでいない分野についても利用を推進します。また、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、民間建築物等における道産木材の利用促進を図るとともに、未利用材に対する有効活用を進めます。

【道産木材利用の普及啓発】

道産木材に関する市民の認知を上げるため、広報等による普及啓発を進め、公共施設の内装や公園の遊具等、多くの市民の目に触れる箇所に道産木材を活用することとします。また、北海道と連携を図り、北海道が進める「HOKKAIDO WOOD」の取組を推進します。

(「札幌市森づくり基本方針 第3章3 木材利用に関する将来像」「第4章1 (3) 木材利用における施策の方向性」「第5章3 木材利用の施策」より)

【合法伐採木材等】

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表 3 とおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、本市では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、本市や石狩振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

本市における第1に掲げる事項を除く鳥獣害対策の方法については、次のとおりとします。

- a エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所

となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

- b 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の研究及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。
- c 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとします。特に春先の乾燥時期には森林巡視を強化することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
・該当なし	

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐採駆除する必要がある場合は、伐採促進に関する指導等を行うことがあります。

- (2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条に基づいて定める保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定するものとします。

森林の所在		森林の林種別面積（h a）					備 考
位 置	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木地	その他	
	該当なし						

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

（1）森林保健施設の整備

該当なし

（2）立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、当市森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、路網の整備の状況、その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を、一体として効率的に行うことができると認められる区域として、次のとおり定めるものとします。

区域名	林班	区域面積 (ha)
手稲・西野	164, 165, 170, 171, 172, 176, 177, 180, 196, 197, 198, 199	841.64
盤溪・小別沢	117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 135, 200, 201	1,622.21
北ノ沢・南沢	106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116	612.55
豊滝・西簾舞	88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105	1,490.36
東簾舞・藤野	73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87	1,050.09
石山・常盤	62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 70, 71, 72	1,025.70
真駒内・滝野	36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 50, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61	1,175.44
清田・有明	6, 8, 9, 10, 14, 15, 16, 17, 18, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35	2,076.47
羊ヶ丘・西岡	11, 12, 13, 45, 46, 47, 48, 49, 203, 204	934.15

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

水源の涵養^{かん}、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全など森林の持つ多面的機能が十分に発揮されるよう、間伐の推進、長伐期施業の導入、複層林・針広混交林への誘導、広葉樹林の保全・整備などを進めます。

また、効果的な治山対策、自然環境の保護対策、森林空間の利用促進対策を進め、快適で潤いある森林環境の形成を図っていきます。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本市では、国有林をはじめとした森林内に設置された自然歩道や国営滝野すずらん丘陵公園など、比較的都心部からもアクセスのよい地域に森林レクリエーション施設が整備されています。

また、本市が所有する白旗山都市環境林は、広い人工林を有し、緩勾配で路網が発達している等、木材を生産する環境として条件がよい森林です。また、政令指定都市内にあり多くの市民が利用できる森林であることから、普及啓発等さらなる利活用が望めます。このようなことから、白旗山都市環境林では多様な施業を行う森林整備、森林と木材利用の普及啓発の拠点、森林を活用したウェルネスの推進等、本市の森林施策全体を体現するモデル的な森林として、積極的な利活用を進めていきます。

また、当該都市環境林のほか、市内 37 箇所の都市環境林では、登録した市民団体による様々な森林活動が展開されているほか、私有林においても森林所有者と協定等を結んだ団体による森林整備活動が行われており、今後もこうした取り組みへの支援を進めることといたします。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

自然環境を保全し、また森林整備や林業を進めていくためには、市民一人ひとりが自然環境について親しみと興味を持ち、理解を深め守り育み生かすことが重要です。このことから、普及啓発を重要視し、できるだけ多くの人が自ら森林に関心を持ち、森づくりの体験ができるよう、様々な場面で取組を行います。また、本市でこれまでも推進してきた森林ボランティア活動や企業の CSR 活動について引き続き支援し、行政のパートナーとして森林整備等と一緒に取り組んでいきます。

(「札幌市森づくり基本方針 第3章4市民や企業との森づくり活動に関する将来像」「第4章1(4)市民や企業との森づくり活動における施策の方向性」より)

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

市産材の市内での利用を進めるため、市内の木工家具店や工務店など（川下）と、周辺市町村の木材加工場（川中）や林業事業体（川上）との連携を促すこととします。

（「札幌市森づくり基本方針 第5章3 木材利用の施策（2）市産材の活用と地材地消」より）

(3) その他

【青少年の学習機会の確保に関する事項】

国や北海道、各種団体と連携し、環境教育や木育、各種イベントを通じて、より多くの市民へ森林の機能等の重要性について普及啓発を行うとともに、子どもを対象とした普及啓発の継続的な取組を重点的に進めます。

（「札幌市森づくり基本方針 第5章3（3）道産木材利用の普及啓発」「第5章4（1）森林や森林整備の重要性についての普及啓発」より）

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

【計画期間内における札幌市森林経営管理事業】

区域	作業種	面積	備考
札幌市南区小金湯	間伐	2.80ha	

7 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定されます。

指定なし

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法第33条及び第44条の規定により定めた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は、森林法第34条の許可又は第34条の2若しくは第34条の3の届出が必要となります。

(ア) 立木の伐採の方法

a 伐採種

主伐における伐採方式（伐採種）は次の(a)～(c)の3区分です。

なお、一指定単位に二以上の伐採種が指定されている場合があります。

- (a) 禁伐：主伐に係る伐採を禁止するもの（防火保安林及び保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されません）。
- (b) 択伐：森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的に又は10m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの。

(c) 皆伐：伐採種を定めないので、皆伐を含む全ての伐採方法が認められます。

b 伐期齢

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の立木でなければ主伐として伐採をすることはできません。

c 特例

保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良する必要があるなどの場合に限り、伐採方法について次の特例を定める場合があります。

- (a) 期間：特例の期間は指定後10年以内とされています。
- (b) 伐期齢：伐期齢の特例を定めた保安林では、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に達していなくても主伐に係る伐採をすることができます。
- (c) 伐採種：伐採種の特例を定めた保安林では、禁伐を指定する森林にあつては択伐による伐採を、択伐を指定する森林にあつては皆伐による伐採をすることができます。

d 間伐

樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であれば間伐に係る伐採をすることはできません。

(イ) 立木の伐採の限度

a 皆伐面積の限度

- (a) 保安林の種類及び一定の区域ごとに毎年2月1日に知事が公表する翌伐採年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の間に伐採をすることができる面積の合計の範囲（限度公表）を超えて伐採することはできません。
- (b) 限度公表は、2月1日のほか6月、9月、12月の各月の1日に、残期間分の伐採限度を公表します。
- (c) 大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させるおそれがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積の限度を20ヘクタールを超えない範囲内において状況に応じて定めており、その限度をこえて伐採することはできません。

(d) 防風、防霧保安林では、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

b 択伐材積の限度

(a) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木の材積に択伐率^(注)を乗じた材積としています。

(注) 択伐率＝(森林の立木材積－前回の択伐後の森林の立木材積)／森林の立木材積
(上述のとおり、前回の伐採後の生長量以上の伐採はできません。)
なお、10分の3をこえる場合は10分の3とします(ただし次のウに記す植栽指定が課せられた森林については10分の4をこえる場合は10分の4とします。)

(b) 保安林の指定後最初に行う択伐にあつては、その保安林の指定施業要件に定められた初回択伐率を乗じた材積としています。

(c) 間伐材積の限度

伐採年度ごとに間伐することができる立木の材積の限度は、原則として森林の立木材積の10分の3.5をこえない範囲で指定施業要件に定められた率を乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年以内において10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とします。

(ウ) 植栽の方法・期間及び樹種

原則として、現に人工林であるもの及び具体的な植栽計画があるものに限って伐採後の植栽を指定しており、その方法、期間及び樹種について次のように定めています。

a 植栽の方法

- (a) 次のcに記した指定樹種の満一年以上の苗を、cに記した本数以上均等に分布するように植栽しなければなりません。
- (b) 択伐指定の箇所については、上記(a)に関わらず、(a)の本数に実際の択伐率を乗じた本数を植栽しなければなりません。

b 植栽の期間

伐採が終了した年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽しなければなりません。

c 植栽樹種及び本数

その保安林の指定単位ごとに、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる多様な樹種を指定しており、その樹種ごとの1ヘクタール当たりの植栽本数を定めています。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は次表により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては、自然公園法第20条又は第21条の規定による許可が、道立自然公園にあっては、北海道立自然公園条例第10条の規定による許可が必要です。

【特別地域内における制限】

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐です。
第1種特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐です。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在蓄積の10%以内です。
第2種特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林の施業は、択伐法によります。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができます。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によります。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上です。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内です。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ① 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 ② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けません。

ウ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条、砂防法施行条例第3条及び砂防法施行細則第2条の制限の範囲内で行うこととします。

立木の伐採にあたっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ヘクタール未満となるよう留意することとします。

エ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行うこととします。

立木の伐採にあたっての一般的な取扱いはおおの通りです。

(ア) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐です。

その他の森林にあつては、伐採種は定められていません。

(イ) 地域森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍です。

(ウ) 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐です。

オ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によることとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

カ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うこととします。

なお、その他の制限林における、法令等の制限は次表のおおの通りです。

【その他の制限林における法令等】

その他の制限林	施業方法の法令等の規定
急傾斜地崩壊危険区域内の森林	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条
都市計画区域風致地区内の森林	都市計画法第8条
特別緑地保全地区内の森林	都市緑地法第14条

キ 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

ク 森林施業共同化重点実施地区

「森林施業共同化重点実施地区」は、森林施業の共同化を組織的、効率的に行うことを旨とする区域であり、当該地区において基幹路網の継続的な開設を行う路線及び区域は次のとおりです。

区域指定なし

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

振興局 06：石狩 市町村 05：札幌市

【一般民有林】

1 共通ゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
水源 涵 ^{かん} 養 林	5	全域	7.54
	6	全域	8.77
	8	1、2、4、10、18、20、37、40、41、43、50、53～61、63、65～78、80～82、84、88、90、91、100～106	63.69
	9	1～11、40～44、50、52、53、55、56、62～64、66～82	56.76
	10	1～3、5、11～19、25、26、29～33、35、37～46、48、49、52、54、56、58～65、73、74、76、77、80～84、86～88	49.84
	11	全域	1.00
	12	1、2、10、15、16、18	11.90
	13	全域	74.86
	17	1	3.57
	20	全域	135.57
	22	1、2、16、22～25	4.45
	23	12	0.44
	24	1～3、11～13、24、25、27	3.16
	27	1～3、8、9、15～18、23、24、26～59、62～64、66～81、87、88	130.58
	28	1、2、5～17、20～23、25、26、29、30、32～35	34.94
	29	全域	61.84
	30	全域	80.15
	31	全域	81.02
	32	1～15、18、19、21～23、25～30、35、36	76.22
	33	全域	81.61
	34	全域	46.78
	35	全域	49.84
	36	全域	32.25
	37	1～9、11～13、16～20、38、44、46、48、50、52、56、60、62、69、71、75～82、85	47.73
	38	1、2、5～7、9、11、19、25、28、33、35、36、41、43、45、51、56、62、64、66、68～70、72、74～81	23.53
	39	全域	7.36
	40	全域	29.84
	41	全域	101.27
	42	9、15、18～28、31～34、37、38、40～42、45～48、53、54	29.56
	43	全域	29.19
	44	1～9、12、15～17	22.36
	45	全域	13.36
	46	全域	55.08
	47	全域	58.56
	48	全域	46.64
	49	全域	65.24
	50	1～3、5～10、12、13、18～24、28～31、37～42、45、49～54、57、60、62～65、68、69、71、73、74	27.17
	53	10～12	0.24
	55	全域	31.31
	56	全域	61.36
	57	1、3～9、12、13、17～20	50.72
	58	4～6、9、10、17、19～24、28、30、35～38、41、46～53、55～62、64～66、72～74、76～80、90、110～112、116～119、123～136、139～151、159、163～167	101.99

59	2~7、9~21、25~29、41~45、51~54、56~58、63、66、68、73~75、77、78、80、88、89、91~97、99~106、109、110、112~115、118~123、125~127、129~133、135~146、149、150、152、154、156、160~164、168、170~179、183~186、188、191~198、202~223、242~245、252、253、255	178.42
60	1、3~7、9~12、14~18、24、26~39、41~43、50~54、57~64、68、69、77、78、80、81、83、85、86、90~93、96~100、102、103、105、107~124、127、128、131~146、150~152、161~166、169、171~179、181~186、195	135.52
61	2~5、7~10、12	4.08
62	1、3~24、26~41、57、63、66~70、72~76	74.98
63	1~4、9、10、15、17、19、20、24~35、37、38、40~47、50~53、57~59、62~72、76	61.47
64	全域	92.84
65	全域	36.49
66	1~3、5~11、17~44、46、50~67、69~72、74~81、86~90	190.38
67	全域	194.48
68	1~82、84~87、89、91、93~95、97~102、104~112、114~120、130、131、136、140、142~146、148~159、164~171、174	165.53
70	全域	33.30
71	全域	28.12
72	1~4、6、11~14、17、19~25、27、48~55、57~59、68~79	83.69
73	全域	91.98
74	全域	61.88
75	全域	86.59
76	全域	104.65
77	全域	56.15
78	全域	0.90
79	全域	72.85
80	全域	93.27
81	1~4、6、7、9、10、14~16、19、20	55.29
82	全域	55.89
84	全域	34.15
85	全域	54.17
86	1~4、6~13、15~20、22~28、30、31	107.67
87	1~3、5、7~17、20、21、23~33、35~39、42~44	99.52
88	1~5、7~12、19~22	50.80
89	8~11、15、16、18~24、29~32、36、53~55、57	49.92
90	1~20、22~29、32~63、66~71、83~93	97.66
91	1~12、14~28、30~46、54~73、75~79、81~84、86、89~91、93~114、122~132、135~156、158	91.92
92	全域	57.15
93	全域	32.42
94	全域	78.47
95	全域	66.56
96	全域	39.32
97	1~7、9~26、28、29、31~35、37~40、42~51、53、54、67~71、73~78、80~92、94~112、114、116~120	73.51
98	2、3、5~12、15~20、22、24~36、39~42、46~48、50~52、54~57、59、64、68、70、71、73~82、84~89、91~94、96~107、109~124	147.12
99	全域	63.99
100	7、21、43、49、54~73、78~82、102~104、110、116~121、123~125、130~133、137~143、161~165、168、178、179	74.16
101	1~4、6、8~31、34、37、40、46、47、51~55	89.15
102	1~5、7~16、24~26	64.82
103	全域	58.72
104	2~5、8、11~13、15~18、20~29	102.06
105	全域	75.13
106	1~8、11~30、32、34~40、42、43、45~54、66、68~71	65.84

107	1、2、5~19、26~41、46~56、58	62.75
108	1、2、5~9、12、16~32、38、39、41、48~50、53	41.03
109	8、9	0.88
110	全域	44.62
111	1~9、11~24	60.63
112	1~3、12~24、26、29~37、39~56、58、59、68~70	60.44
113	4~6、8~17、19~21、23、25、26、28~30、32~47、49~58、64~74	72.20
114	1、3~7、9~13、15、16、19、22、24~27、30~33、36~48、50、54~56	52.60
115	1~8、10、11、16~34、37~50、52~58、60~62、65~68、70、73~81	70.82
118	901	0.06
122	全域	55.38
123	1~15、17~29、31~44、46~49、52~76、81~89	104.84
124	全域	44.03
125	1~6、8、11~15、100~102	56.22
126	4~15、18~22、24	103.74
127	全域	74.61
128	1、3、7、12~18、20、23~27、29~32、34~36、38、40~44	42.86
129	1、5、7、9~33、35~38、42~53、56~64、66~72、89~92	70.47
130	1~35、37、38、41~50	71.97
131	1~3、5~12、15~18、20~33、35~38、40~47、50、52~55、57、58、60~62	97.60
132	1~17、20~30、35、36、39~51、59~66	91.22
133	1、4、7~9、11、12	21.46
134	1、2、16~20	11.82
135	3、7~9、12、13、17~19	57.13
143	5~10	9.12
144	19~22	3.20
146	全域	7.36
147	1~3、7、8、13~15、18、19、22、29	59.47
148	全域	80.48
149	全域	76.00
150	1、2、7	70.68
151	1	71.63
152	4、9、12、14、15、21	74.16
153	1、2、4、6、7、9~11、13~18	55.38
154	2、3、9~11	75.01
155	全域	98.09
156	1~4、9、11	105.01
157	全域	230.86
158	全域	107.04
159	全域	134.96
160	全域	207.07
161	1~24、26~48	180.90
162	全域	142.40
163	全域	173.04
164	全域	147.35
165	1~8、13~15	149.36
166	全域	257.67
167	全域	129.34
168	全域	132.16
169	全域	96.00
170	全域	66.48
171	全域	105.52
172	2、4~6、9、11~13	42.86
173	6、7、9	7.24
174	11、14、15、19~21、23、26	12.71

	175	1、5、6、8、10	51.60
	176	全域	35.77
	177	1～28	84.69
	178	3、5、6、10	24.72
	179	3～5、15、17、19	31.95
	180	全域	54.72
	181	2、4、9	45.63
	182	4～6、9、11	49.08
	183	2、3	21.68
	184	2、3	63.20
	185	1、2、5	49.36
	186	1、2、5、6、12～18	55.52
	187	全域	44.36
	188	全域	78.56
	189	全域	99.86
	190	1～3、6～11、501	113.04
	191	4、5、10、19、26～28	82.88
	192	全域	132.76
	193	全域	111.88
	194	全域	37.60
	196	全域	10.16
	197	3、4、7	3.84
	198	1～12、14～22、26～29、31～39、42	51.05
	199	1、2、4～12、15～24、27、29、30、36～40、43～49、70、71、74、75、77、78、81～95、97～100	62.26
	200	1～15、17～21、28、32、34、35、37～63、65、67～70、73～80、82～86、88～90、93、99～101	102.29
	201	全域	42.81
	合計		11,551.47
山地災害防止林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	44	13、14	0.24
	50	72	0.34
	58	120～122	2.44
	59	30～32、37、39、82～86、224～235	19.23
	60	56、95、106、147～149、167、170、999	38.34
	62	2、25、65、71	1.79
	63	5～8、73～75	3.27
	66	12～16、82～85	4.63
	68	121～129、137、160、172、173	41.76
	81	11～13	18.96
	83	全域	52.64
	86	29	0.21
	87	40、41	3.32
	88	13～18、23～25	6.53
	89	1～7、13、14、17、27、28、33～35、37～52、56	47.85
	90	72～82	5.97
	91	47～53、88、92、115～119、121	2.59
	97	55～64、79、115	5.73
	98	4、13、14、21、23、38、43～45、60～63、65～67、69、108	21.15
	100	8、9、19	0.52
	101	7、32、38、39、41～45	4.72
	102	6	1.48
	104	10、30	0.98
	106	55～65	8.97

	107	21～25、42～45、57	1.96
	108	51、52	0.20
	109	12	0.71
	111	25、26	1.01
	112	5、60～67	4.88
	113	60～63	1.03
	114	51～53	1.00
	115	71、72	0.74
	116	17、32、36	0.67
	117	23～25、34～36、46	10.08
	118	12	0.60
	120	31	0.72
	121	53、54	4.74
	123	77、80	0.84
	125	9、10、16	0.77
	126	16、17、26～28	2.67
	130	39、40	0.52
	131	48、49、56、59	2.22
	132	32、52～56、58	2.24
	143	59～61	1.84
	147	16、23、24、26～28	1.08
	151	4～6	2.20
	152	16～20	1.61
	154	12、13	0.16
	156	5～8、10	1.44
	161	25	1.16
	165	9～12	9.92
	172	7	0.41
	173	1～4、10、13、14、30	11.53
	174	5～7、16	4.87
	179	24	0.03
	181	10～13	1.95
	182	8、10、12、13、15、16	3.04
	183	4、6	1.12
	184	4	0.36
	185	4	0.36
	191	2、3、7、14、15、24、25	1.80
	197	1、2、6	2.92
	198	40、41	0.15
	199	25、26、101～103	1.64
	200	91、92、94～98	3.69
	合計		384.54
生 活 環 境 保 全 林	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
	9	12～16、65	4.06
	12	4	0.93
	28	18、19、24、28、36	5.25
	32	31～34	3.28
	37	53、54、58、65、73、86～89	8.52
	38	13、14、23、24、27、30、32、37～39、44、57～59、61、67、73、82	23.49
	42	2、4～6、10、44、49～52、55	8.90
	57	11、14～16	1.89
	58	26、54、63、113、138、152～155、157、161、162、168、169	7.18
	59	155、167、169、180、181、187、236、238～241、246～251、254	9.28
	60	23	5.30

	61	11		0.03
	72	28、29、31、33、34、56、60		11.13
	100	46、50、52、53、74～76、169、170、172～175		4.05
	147	30～35		11.86
	182	7、17、18		2.00
	183	7、9、11、12、15、17～21		17.12
	202	1、3、5、6、16～19		10.99
	合計			135.26
	保 健 ・ 文 化 機 能 等 維 持 林	森林の区域		
林班		小班		(ha)
8		7～9		1.05
23		43		0.50
52		全域		1.92
53		1、3、5～9		1.76
58		1～3、11～14、16、32～34、67～71、81～86、88、89、91、93、95～109、114、115、160		136.60
100		2、4～6、10～18、20、22～24、28～32、36～42、84、85、88、94、95、98～101、105～109、111～113、115、126～129、134～136、144～152、154～156、158～160、166、167、171、176、177		79.15
108		45、46		0.31
109		13、16、17、19～21		7.50
116		1～16、18～20、26～30、33～35		48.32
117		1～3、8、12～15、20～22、26～33、37～45、47～50、52～54、301～327		129.02
118		5、6、9、11、16、18～27、301～305、307～335		91.22
119		全域		55.67
120		2～30、36、37		54.49
121		1～7、11、13～19、21～40、42～44、46、47、49、51、52、55～58、60、110～112		112.88
123		30、51		22.09
143		1～4、11～16、18～31、33、37～39、43～58、62		23.47
144		6～10、12～18、24		10.28
197		5		1.20
202		7～15		10.40
203		全域		141.97
204		全域		460.85
合計				1,390.65
木 材 等 生 産 林	森林の区域			面積
	林班	小班		(ha)
	10	4、21～24、27、28、57、78		2.25
	14	全域		87.78
	15	全域		83.64
	16	全域		72.66
	17	2～20		96.00
	18	全域		94.03
	21	全域		96.94
	22	3～13、20、21		97.53
	23	1～11、13、14、17～42		116.14
	24	4～10、14～23、28～32		109.39
	25	全域		121.15
	26	全域		93.46
	27	4～7、12～14、19～22、25、60、61、65、82～86		26.65
	126	1～3、25		9.42
	128	2、5、6、9、11、33、37、39		18.68
	129	2～4、6、8、39～41、54、55		42.26
	132	18、19、31		6.44
	133	2、3、5、6、10、13、14		21.03

		134	3～15、21	41.17
		135	1、2、4～6、10、11、14～16	35.72
		147	4～6、9～12、17、36～39	17.19
		150	3～5、8	34.12
		151	2、3	10.99
		152	1～3、6～8、13	35.40
		153	3、5、8、12	10.20
		154	1、6～8、14	5.42
		172	1、3、8、10	10.96
		173	5、8、11、12、15、16	15.17
		174	1～4、8～10、12、13、17、18、22、24、25、27	35.00
		175	2～4、7、11、12	26.24
		177	29、30	0.38
		178	2、4、7～9、11～13	9.40
		179	1、2、6～11、13、14、16、18、20～23、25、27～31、33、34	56.40
		181	1、3、5～8	24.14
		182	1～3、14、19	25.42
		183	1、5、8、10、13、14、16、22	11.40
		184	1	0.64
		185	3、6～9	25.29
		186	3、4、7～11	17.04
		190	4、5	8.52
		191	1、6、8、9、11～13、16～18、20～23	35.48
		合計		1,687.14
	木材等生産林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	10	4、21～24、57、78	2.11
		14	3、4、7、9～21、23～33	58.14
		15	2～7、10～19	74.72
		16	3～14、19～23	72.02
		17	3、4、7、8、10～15、17～20	89.72
		18	1～4、8～22、25、26	90.14
		21	5～8、10～23	52.18
		22	6、8、11～13、20、21	52.88
		23	1、3、4、6～11、13、14、17～35、37～42	96.90
		24	5～10、15～23、28～32	103.91
		25	全域	121.15
		26	1～19、21～48	85.86
		27	4～7、12～14、19、21、22、25、60、61、65、82～86	23.05
		合計		922.78

2 上乗せゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
水資源保全ゾーン		該当なし	
	合計		0.00
生物多様性ゾーン			
水辺林タイプ		該当なし	
	合計		0.00
保護地域タイプ		該当なし	
	合計		0.00

3 独自ゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小班	(ha)
市町村独自ゾーン		該当なし	
	合計		0.00

別表2 公益的機能別施業森林における施業の方法

振興局 06:石狩 市町村 05:札幌市

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積	森林経営計画における主な実施基準[参考] (注1)
		林班	小班	(ha)	
かん 水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	5	全域	7.54	
		6	全域	8.77	
		8	1、2、4、10、18、20、37、40、41、43、50、53～61、63、65～78、80～82、84、88、90、91、100～106	63.69	
		9	1～11、40～44、50、52、53、55、56、62～64、66～82	56.76	
		10	1～3、5、11～19、25、26、29～33、35、37～46、48、49、52、54、56、58～65、73、74、76、77、80～84、86～88	49.84	
		11	全域	1.00	
		12	1、2、10、15、16、18	11.90	
		13	全域	74.86	
		17	1	3.57	
		20	全域	135.57	
		22	1、2、16、22～25	4.45	
		23	12	0.44	
		24	1～3、11～13、24、25、27	3.16	
		27	1～3、8、9、15～18、23、24、26～59、62～64、66～81、87、88	130.58	
		28	1、2、5～17、20～23、25、26、29、30、32～35	34.94	
		29	全域	61.84	
		30	全域	80.15	
		31	全域	81.02	
		32	1～15、18、19、21～23、25～30、35、36	76.22	
		33	全域	81.61	
		34	全域	46.78	
		35	全域	49.84	
		36	全域	32.25	
		37	1～9、11～13、16～20、38、44、46、48、50、52、56、60、62、69、71、75～82、85	47.73	
		38	1、2、5～7、9、11、19、25、28、33、35、36、41、43、45、51、56、62、64、66、68～70、72、74～81	23.53	
		39	全域	7.36	
		40	全域	29.84	
		41	全域	101.27	
		42	9、15、18～28、31～34、37、38、40～42、45～48、53、54	29.56	
		43	全域	29.19	
		44	1～9、12、15～17	22.36	
		45	全域	13.36	
		46	全域	55.08	
		47	全域	58.56	
		48	全域	46.64	
		49	全域	65.24	
		50	1～3、5～10、12、13、18～24、28～31、37～42、45、49～54、57、60、62～65、68、69、71、73、74	27.17	
		53	10～12	0.24	
		55	全域	31.31	
		56	全域	61.36	
		57	1、3～9、12、13、17～20	50.72	
		58	4～6、9、10、17、19～24、28、30、35～38、41、46～53、55～62、64～66、72～74、76～80、90、110～112、116～119、123～136、139～151、159、163～167	101.99	
		59	2～7、9～21、25～29、41～45、51～54、56～58、63、66、68、73～75、77、78、80、88、89、91～97、99～106、109、110、112～115、118～123、125～127、129～133、135～146、149、150、152、154、156、160～164、168、170～179、183～186、188、191～198、202～223、242～245、252、253、255	178.42	
		60	1、3～7、9～12、14～18、24、26～39、41～43、50～54、57～64、68、69、77、78、80、81、83、85、86、90～93、96～100、102、103、105、107～124、127、128、131～146、150～152、161～166、169、171～179、181～186、195	135.52	
		61	2～5、7～10、12	4.08	
		62	1、3～24、26～41、57、63、66～70、72～76	74.98	
		63	1～4、9、10、15、17、19、20、24～35、37、38、40～47、50～53、57～59、62～72、76	61.47	
		64	全域	92.84	
		65	全域	36.49	

66	1~3、5~11、17~44、46、50~67、69~72、74~81、86~90	190.38
67	全域	194.48
68	1~82、84~87、89、91、93~95、97~102、104~112、114~120、130、131、136、140、142~146、148~159、164~171、174	165.53
70	全域	33.30
71	全域	28.12
72	1~4、6、11~14、17、19~25、27、48~55、57~59、68~79	83.69
73	全域	91.98
74	全域	61.88
75	全域	86.59
76	全域	104.65
77	全域	56.15
78	全域	0.90
79	全域	72.85
80	全域	93.27
81	1~4、6、7、9、10、14~16、19、20	55.29
82	全域	55.89
84	全域	34.15
85	全域	54.17
86	1~4、6~13、15~20、22~28、30、31	107.67
87	1~3、5、7~17、20、21、23~33、35~39、42~44	99.52
88	1~5、7~12、19~22	50.80
89	8~11、15、16、18~24、29~32、36、53~55、57	49.92
90	1~20、22~29、32~63、66~71、83~93	97.66
91	1~12、14~28、30~46、54~73、75~79、81~84、86、89~91、93~114、122~132、135~156、158	91.92
92	全域	57.15
93	全域	32.42
94	全域	78.47
95	全域	66.56
96	全域	39.32
97	1~7、9~26、28、29、31~35、37~40、42~51、53、54、67~71、73~78、80~92、94~112、114、116~120	73.51
98	2、3、5~12、15~20、22、24~36、39~42、46~48、50~52、54~57、59、64、68、70、71、73~82、84~89、91~94、96~107、109~124	147.12
99	全域	63.99
100	7、21、43、49、54~73、78~82、102~104、110、116~121、123~125、130~133、137~143、161~165、168、178、179	74.16
101	1~4、6、8~31、34、37、40、46、47、51~55	89.15
102	1~5、7~16、24~26	64.82
103	全域	58.72
104	2~5、8、11~13、15~18、20~29	102.06
105	全域	75.13
106	1~8、11~30、32、34~40、42、43、45~54、66、68~71	65.84
107	1、2、5~19、26~41、46~56、58	62.75
108	1、2、5~9、12、16~32、38、39、41、48~50、53	41.03
109	8、9	0.88
110	全域	44.62
111	1~9、11~24	60.63
112	1~3、12~24、26、29~37、39~56、58、59、68~70	60.44
113	4~6、8~17、19~21、23、25、26、28~30、32~47、49~58、64~74	72.20
114	1、3~7、9~13、15、16、19、22、24~27、30~33、36~48、50、54~56	52.60
115	1~8、10、11、16~34、37~50、52~58、60~62、65~68、70、73~81	70.82
118	901	0.06
122	全域	55.38
123	1~15、17~29、31~44、46~49、52~76、81~89	104.84
124	全域	44.03
125	1~6、8、11~15、100~102	56.22
126	4~15、18~22、24	103.74
127	全域	74.61
128	1、3、7、12~18、20、23~27、29~32、34~36、38、40~44	42.86
129	1、5、7、9~33、35~38、42~53、56~64、66~72、89~92	70.47
130	1~35、37、38、41~50	71.97

主伐林齢：標準伐期齢+10年以上
皆伐面積：20ha以下

			131	1～3、5～12、15～18、20～33、35～38、40～47、50、52 ～55、57、58、60～62	97.60	
			132	1～17、20～30、35、36、39～51、59～66	91.22	
			133	1、4、7～9、11、12	21.46	
			134	1、2、16～20	11.82	
			135	3、7～9、12、13、17～19	57.13	
			143	5～10	9.12	
			144	19～22	3.20	
			146	全域	7.36	
			147	1～3、7、8、13～15、18、19、22、29	59.47	
			148	全域	80.48	
			149	全域	76.00	
			150	1、2、7	70.68	
			151	1	71.63	
			152	4、9、12、14、15、21	74.16	
			153	1、2、4、6、7、9～11、13～18	55.38	
			154	2、3、9～11	75.01	
			155	全域	98.09	
			156	1～4、9、11	105.01	
			157	全域	230.86	
			158	全域	107.04	
			159	全域	134.96	
			160	全域	207.07	
			161	1～24、26～48	180.90	
			162	全域	142.40	
			163	全域	173.04	
			164	全域	147.35	
			165	1～8、13～15	149.36	
			166	全域	257.67	
			167	全域	129.34	
			168	全域	132.16	
			169	全域	96.00	
			170	全域	66.48	
			171	全域	105.52	
			172	2、4～6、9、11～13	42.86	
			173	6、7、9	7.24	
			174	11、14、15、19～21、23、26	12.71	
			175	1、5、6、8、10	51.60	
			176	全域	35.77	
			177	1～28	84.69	
			178	3、5、6、10	24.72	
			179	3～5、15、17、19	31.95	
			180	全域	54.72	
			181	2、4、9	45.63	
			182	4～6、9、11	49.08	
			183	2、3	21.68	
			184	2、3	63.20	
			185	1、2、5	49.36	
			186	1、2、5、6、12～18	55.52	
			187	全域	44.36	
			188	全域	78.56	
			189	全域	99.86	
			190	1～3、6～11、501	113.04	
			191	4、5、10、19、26～28	82.88	
			192	全域	132.76	
			193	全域	111.88	
			194	全域	37.60	
			196	全域	10.16	
			197	3、4、7	3.84	
			198	1～12、14～22、26～29、31～39、42	51.05	
			199	1、2、4～12、15～24、27、29、30、36～40、43～49、 70、71、74、75、77、78、81～95、97～100	62.26	
			200	1～15、17～21、28、32、34、35、37～63、65、67～70、 73～80、82～86、88～90、93、99～101	102.29	
			201	全域	42.81	
			合計		11,551.47	
		伐採面積の規模 の縮小を行うべき 森林（注2）		該当なし		主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
		合計			0.00	
山地災害防止林、生活 環境保全林、保健・文 化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林 （注3）		59	31、32、37、83～86、224	9.19	主伐林齢：注3の表による
			合計		9.19	皆伐面積：20ha以下
	複層林施 業を推進 すべき森	複層林施業を推 進すべき森林 （択伐によるも	8	7～9	1.05	
			9	12～16、65	4.06	
			12	4	0.93	

林

のを除く)

23	43	0.50
28	18、19、24、28、36	5.25
32	31～34	3.28
37	53、54、58、65、73、86～89	8.52
38	13、14、23、24、27、30、32、37～39、44、57～59、61、67、73、82	23.49
42	2、4～6、10、44、49～52、55	8.90
44	13、14	0.24
50	72	0.34
52	全域	1.92
53	1、3、5～9	1.76
57	11、14～16	1.89
58	16、26、54、63、81、82、113、120～122、138、152～155、157、160～162、168、169	15.74
59	30、39、82、155、167、169、180、181、187、225～236、238～241、246～251、254	19.32
60	23、56、95、106、147～149、170、999	41.08
61	11	0.03
62	2、25、65、71	1.79
63	73～75	2.43
66	82～85	0.89
72	28、29、31、33、34、56、60	11.13
81	11～13	18.96
83	全域	52.64
86	29	0.21
87	40、41	3.32
88	13、15～18	2.56
89	17、28、38、42、43、46、50、56	10.93
90	72～82	5.97
91	115～119、121	0.89
100	2、4～6、10～18、20、22～24、28～32、36～42、46、50、52、53、74～76、84、85、88、94、95、98～101、105～109、111～113、115、126～129、134～136、144～152、154～156、158～160、166、167、169～177	83.20
106	55～65	8.97
107	21～25、42～45、57	1.96
108	45、46	0.31
109	13、16、17、19～21	7.50
111	25、26	1.01
112	5、60～67	4.88
113	60～63	1.03
114	51～53	1.00
115	71、72	0.74
116	1～16、18～20、26～30、33～35	48.32
117	1～3、20、26、37～45、47～50、52～54、327	27.98
118	9、11、16、22～27	5.88
119	6、7、23、24、27、30～36、39～46、310、311	22.21
120	全域	55.21
121	全域	117.62
123	30、51、77、80	22.93
125	9、10、16	0.77
126	17、27	0.36
130	39、40	0.52
131	48、49、56、59	2.22
132	32、52～56、58	2.24
143	1～4、11～16、18～31、33、37～39、43～58、62	23.47
144	6～10、12～18、24	10.28
147	16、23、24、26～28、30～35	12.94
151	4～6	2.20
152	16～20	1.61
154	12、13	0.16
156	5～8、10	1.44
161	25	1.16
165	9～12	9.92
172	7	0.41
174	5～7、16	4.87
179	24	0.03
181	10～13	1.95
182	7、8、10、12、13、15～18	5.04
183	4、6、7、9、11、12、15、17～21	18.24
184	4	0.36
185	4	0.36
191	2、3、7、14、15、24、25	1.80
197	5	1.20

主伐林齢：標準伐期齢以上

伐採率：70%以下

その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する

			198	40、41	0.15	
			199	25、26、101～103	1.64	
			200	91、92、94～98	3.69	
			202	1、3、5、6、16～19	10.99	
			203	全域	141.97	
			204	全域	460.85	
			合計		1,383.61	
			択伐による複層 林施業を推進す べき森林	58 1～3、11～14、32～34、67～71、83～86、88、89、91、 93、95～109、114、115	130.48	
				60 167	2.56	
				63 5～8	0.84	
				66 12～16	3.74	
				68 121～129、137、160、172、173	41.76	
				88 14、23～25	3.97	
				89 1～7、13、14、27、33～35、37、39～41、44、45、47～ 49、51、52	36.92	
				91 47～53、88、92	1.70	
				97 55～64、79、115	5.73	
				98 4、13、14、21、23、38、43～45、60～63、65～67、69、 108	21.15	
				100 8、9、19	0.52	
				101 7、32、38、39、41～45	4.72	
				102 6	1.48	
				104 10、30	0.98	
				108 51、52	0.20	
				109 12	0.71	
				116 17、32、36	0.67	
				117 8、12～15、21～25、27～36、46、301～326	111.12	
				118 5、6、12、18～21、301～305、307～335	85.94	
				119 3、10、15、18、21、25、26、301～309、312～315	33.46	
				126 16、26、28	2.31	
				143 59～61	1.84	
				173 1～4、10、13、14、30	11.53	
				197 1、2、6	2.92	
				202 7～15	10.40	
			合計		517.65	
			特定広葉樹の育 成を行う森林施 業を推進すべき 森林	該当なし		主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30％以下又は40％以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維 持する
			合計		0.00	
			合計		0.00	
市町村独自ゾーン	市町村独自ゾーンの施業方法		該当なし			
			合計		0.00	

（注1）森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

（注2）「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

（注3）「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な 林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

別表 3 鳥獣害防止森林区域

振興局 06：石狩 市町村 05：札幌市

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
	林班	(ha)
エゾシカ	8～10、14～18、20～28、31、32、45～47、60、62、63、66～68、70～72、74～82、87～89、92、94～96、98～105、109、111、125、126、135、204	5,637.09
その他	該当なし	

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

振興局 06:石狩 市町村 05:札幌市

森林の区域		面積	備考
林班	小班	(ha)	
93	17、37、39、47	3.49	① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林 ② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林
合計		3.49	

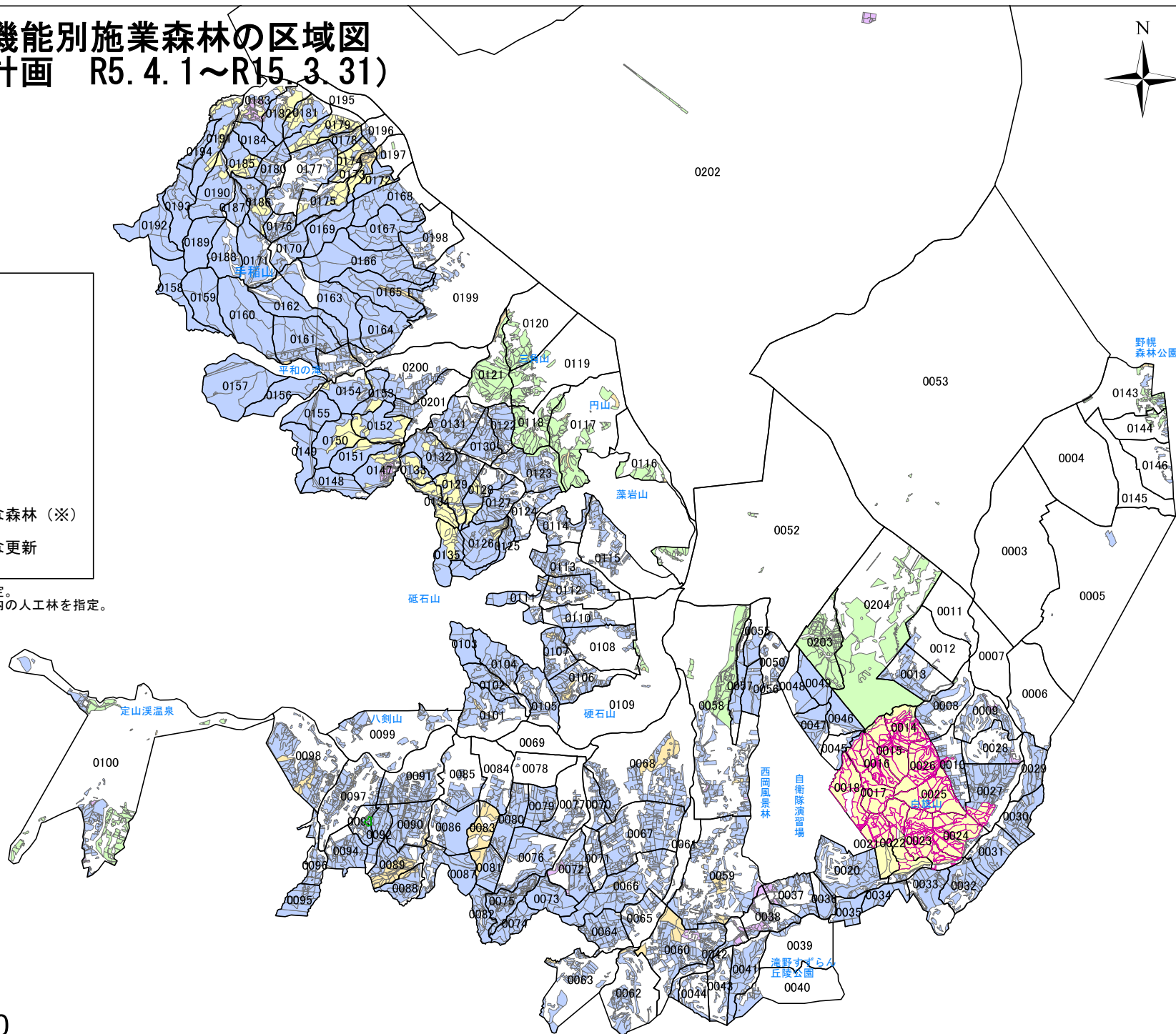
【参考図】公益的機能別施業森林の区域図 (札幌市森林整備計画 R5.4.1～R15.3.31)



<凡例>

- 民有林林班界
- 水源涵養林
- 山地災害防止林
- 生活環境保全林
- 保健・文化機能等維持林
- 木材等生産林
- 特に効率的な施業が可能な森林(※)
- 植栽に寄らなければ的確な更新が困難な森林

※特に効率的な施業が可能な森林区域を指定。
勾配が緩く、路網の整備が進んだ市有林内の人工林を指定。



1:100,000

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域
(札幌市森林整備計画 R7. 4. 1～R15. 3. 31)

区域名	林班	区域面積 (ha)
手稲・西野	164, 165, 170, 171, 172, 176, 177, 180, 196, 197, 198, 199	841.64
盤溪・小別沢	117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 135, 200, 201	1,622.21
北ノ沢・南沢	106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116	612.55
豊滝・西簾舞	88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105	1,490.36
東簾舞・藤野	73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87	1,050.09
石山・常盤	62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 70, 71, 72	1,025.70
真駒内・滝野	36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 50, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61	1,175.44
清田・有明	6, 8, 9, 10, 14, 15, 16, 17, 18, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35	2,076.47
羊ヶ丘・西岡	11, 12, 13, 45, 46, 47, 48, 49, 203, 204	934.15

<凡例>

- 民有林林班界
- 民有林小班
- 区域界
- 区域面積 (赤字)
- 林班計画
- 区域計画
- 属人計画
- 札幌市森林経営管理事業

※林班計画に含まれない私有林小班がある林班を区域の対象とする。
(林班計画が全小班を含んでいる林班は、区域から除く。)

1:100,000

地区界
(常盤/真駒内)

【参考図】札幌市鳥獣害防止森林区域図 (札幌市森林整備計画 R7.4.1～R8.3.31)

対象鳥獣の種類：エゾシカ

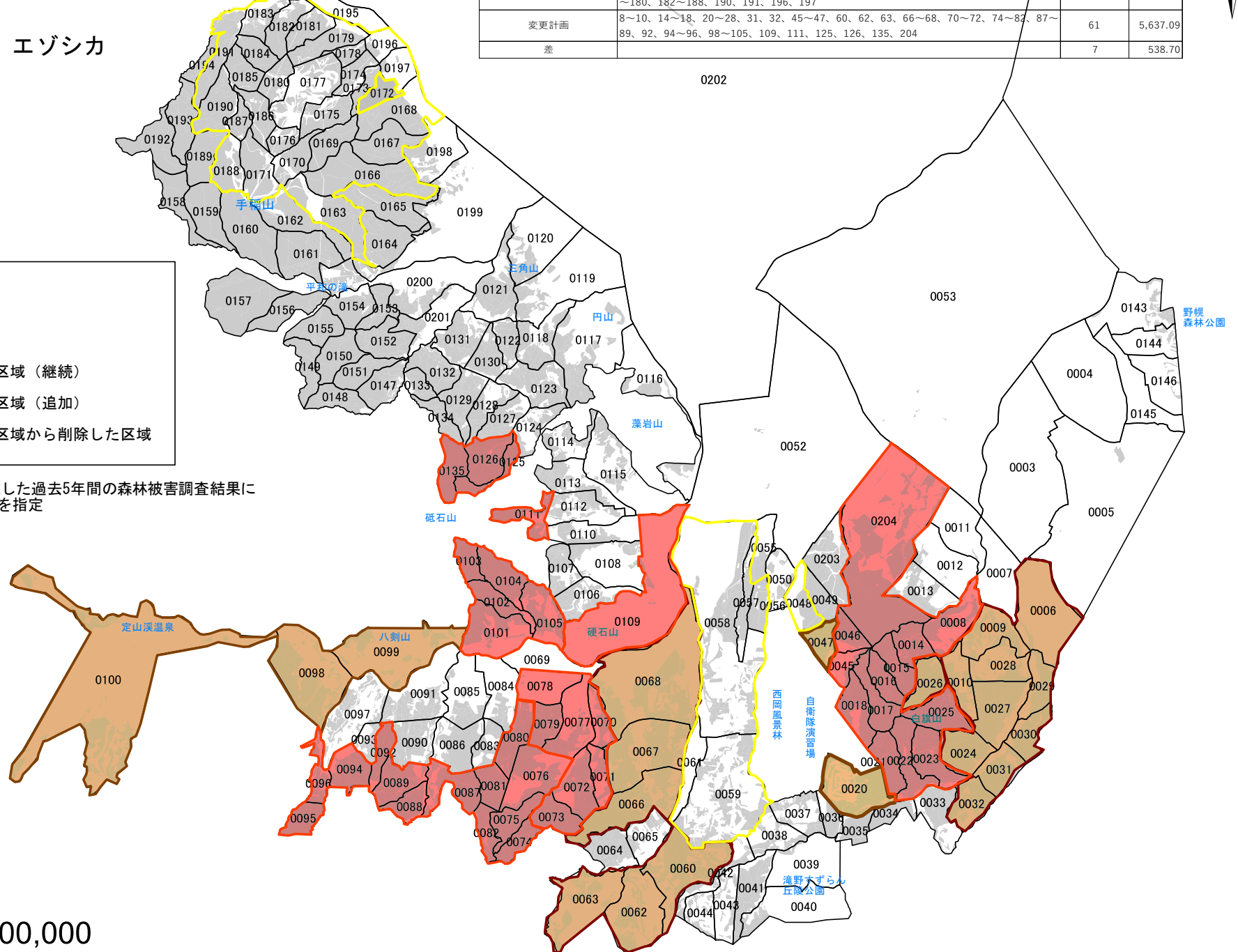
	鳥獣害防止森林区域	林班数	面積 (ha)
現計画	6、9、10、20、24、26～32、47、48、56～63、66～68、98～100、163、166～171、173～180、182～188、190、191、196、197	54	5,098.39
変更計画	8～10、14～18、20～28、31、32、45～47、60、62、63、66～68、70～72、74～82、87～89、92、94～96、98～105、109、111、125、126、135、204	61	5,637.09
差		7	538.70



<凡例>

- 民有林林班
- 民有林小班
- 鳥獣害防止森林区域（継続）
- 鳥獣害防止森林区域（追加）
- 鳥獣害防止森林区域から削除した区域

※林野庁及び北海道の実施した過去5年間の森林被害調査結果において被害が有る林班を指定



1:100,000